

茂原市まちづくり条例（素案）に対する
パブリックコメント（市民意見募集）手続の結果について

茂原市企画財政部企画政策課

「茂原市まちづくり条例」の策定にあたり、実施いたしましたパブリックコメント（市民意見募集）手続に際し、お寄せいただいたご意見の概要と、ご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

※いただいたご意見については、明らかな誤字・脱字を除いて、原則として原文のまま掲載しておりますが、趣旨が同様と考えられるご意見については、補足・分類して掲載しています。

記

1. 意見募集期間 平成27年6月4日（木）～7月3日（金）
2. 提出者数及び件数 7名・77件
3. 提出意見の内訳

区分	件数
A：条例案に反映するもの	5件
B：条例の施行にあたって参考とするもの（取り組み内容の充実を図るもの）	19件
C：条例案に反映しないもの	41件
D：その他（要望・意見・感想等）	12件
計	77件

4. 提出のあった意見と市の考え方

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
1	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 行目後半「緑豊かな自然環境」→「豊かな自然環境」または「緑豊かな環境」 <p>※緑が豊かであることと自然が豊かであることは、意味する状況が異なります。景観として緑が豊かとの認識なのか、自然が質的に豊かとの認識なのかあいまいです。また逆に、緑と自然とが同じ意味で使われることもあります。その場合には言葉が重複しています。</p>	A	<p>ご提案のとおり、「豊かな自然環境」と修正します。茂原市基本構想でも、「豊かな自然環境」という表現を用いています。</p>
2	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6 行目 茂原市は門前町で発展してきた。それについての言及がなく歴史といってもわからないのではないか。 	C	<p>「門前町としての歴史」については、旧茂原町に関してはご指摘のとおりですが、当該箇所は茂原市全体の歴史、風土及び自然環境について記述したものであり、原案どおりとします。</p>
3	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> (前述の) 門前町は寂れてしまっている。それをこの条例で活性化できるのか。 	B	<p>六斎市の再活性化については、既に市民参加のもと、協議検討を重ねているところであり、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
4	(前文) <ul style="list-style-type: none"> • 6行目「歴史、風土及び自然環境を背景として、伝統ある」を削除 	C	前文では、初めにまちの歴史、風土、経緯、特徴、成り立ちを述べ、それらを背景とした、目指すまちの姿をうたっているものであり、原案どおりとします。
5	(前文) <ul style="list-style-type: none"> • 6行目「郷土を愛し」→「郷土茂原市を愛し」 	C	続く文章に「茂原市市民憲章の基本理念のもと」とあり、「茂原市」という言葉が重複することから、原案どおりとします。
6	(前文) <ul style="list-style-type: none"> • 10行目「地方分権の推進が求められ」ているのは、国であるが、すでに不均衡になってしまった地方にてこ入れするのはそれなりの体制が地方にないかどうか。そしてその体制を作るのは地方自身であると思う。その第一歩を今の市長が歩みだしていると考えている。 	B	2000年に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られました。 各地方公共団体には、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められています。 今後は、ご提案の趣旨も踏まえ、本条例の適切な解釈運用を図りながら、住民に最も身近な基礎自治体としての体制を整え、取り組み内容の充実を図ってまいります。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
7	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10行目 削除。11行目 「注目されています。このような状況の中で」 削除。「そのためには。関係する個人や団体全てがみんな」 加筆。 	C	<p>ご提案の箇所における「地方分権の推進」「少子高齢化、人口減少」という表現は、本市の置かれている現状を示すもので、今後のまちづくりにおける重要なキーワードであり、原案どおりとします。</p> <p>加筆のご提案の趣旨については、第5段落の「まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、それぞれ地域の課題解決に取り組むとともに、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、多様な主体が協働する」という文章で読み取れるものと考えます。</p>
8	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中段に「すべての市民が住んで良かったと思えるまちの実現を目指しています」とあるが、現在進行形の文章にした何らかの意図があるのか。 	D	<p>ご提案の箇所における「すべての市民が住んで良かったと思えるまちの実現を目指す」という表現は、茂原市基本構想から引用したものであり、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向かって、現在諸施策を進めているところです。</p>
9	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 11行目 「力を合わせて、豊かで持続可能な」→「力を合わせる大切です。」 	C	<p>「持続可能な地域社会」は、今後のまちづくりにおける重要なキーワードであり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
10	(前文) <ul style="list-style-type: none"> 12行目 「地域社会を築き上げ～いくためには」削除。「そして」加筆。 	C	ご提案の箇所を削除・加筆すると、前後の文脈の繋がりに支障を来すため、原案どおりとします。
11	(前文) <ul style="list-style-type: none"> 13行目 「信託」するとあるが、正しい信託をすべきであり、これまでの信託は任せすぎといわざるを得ない。当局の作成したものであるからという意識を変えないといけない。財政的に失敗したことの原因を市民自ら反省するのでなければこの条例も押し付けと受け取られ市民意識は変わらない。反省することを文言に入れるべきである。 	C	ご提案の箇所は、住民から長（市長）及び議員に対して信託をしていること、市民一人ひとり自らが考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する「市民自治のまちづくり」が必要であることを述べたものであり、これまでのまちづくりの経緯や成り立ちを踏まえた表現となっており、原案どおりとします。
12	(前文) <ul style="list-style-type: none"> 14行目 「必要です」→「不可欠です」 	C	他の文章とのバランスを考慮し、原案どおりとします。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
13	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 15行目～17行目 削除 <p>※「協働」については、後述されています。前文で「市民自治」の理念に触れ、その方法論としての「協働」の考え方について、条文の中で取り上げるのが、よりわかりやすいのではないかと思います。</p>	C	<p>ご提案の箇所における「自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、それぞれ地域の課題解決に取り組むとともに、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、多様な主体が協働していく」という表現については、まちづくりの基本原則である「情報の共有」「参加」「協働」を前文において改めて述べたものであり、原案どおりとします。</p>
14	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 16行目 「情報の共有」は基本的に賛成である。すべての茂原市民に同じ情報がいきわたるには大変な努力が必要で、費用対効果であきらめざるをえないのではないか。そのため結局関心を持つ市民だけが参加することになってしまい、その人たちの独善になるのではないかと心配である。 	B	<p>情報公開・情報共有の手法は様々であり、また、市民側の入手及び活用の方法も様々であることから、ご提案の趣旨を踏まえ、市民の皆様により幅広く、効果的な情報公開・情報共有ができるよう、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>
15	<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 18行目 「私たちは、」を削除 • 同「市及び議会の役割と責務」は不要、削除。 	C	<p>前文では、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会の決意を表明するという意味で、「私たち」という主語を用いており、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
16	(前文) <ul style="list-style-type: none"> • 19 行目「するとともに～基本原則として、」削除して、「し、」を加筆 	C	ご提案の箇所については、まちづくりの基本原則である「情報の共有」「参加」「協働」を前文においてうたったものであり、これを受けて第4条に「まちづくりの基本原則」の規定を置き、さらに第2章以降で「情報の共有」「参加」「協働」の各論を展開する構成となっており、原案どおりとします。
17	(前文) <ul style="list-style-type: none"> • 20 行目 この条例の条文上では規則があることが想定できないが、市長が制定する規則はないのか。 	B	本条例は、まちづくりにおける基本的なルールとなるものであり、情報の公開や個人情報の保護等については、既に別途、個別の条例や規則等で定めています。 ご提案の趣旨を踏まえ、今後、必要に応じて、個々の条例や規則等を定めるなど、取り組み内容の充実を図ってまいります。
18	(第1条 目的) <ul style="list-style-type: none"> • 1 行目「るとともに」削除。 	C	ご提案の箇所の「ともに」を削除すると、前後の文脈の繋がりに支障を来すため、原案どおりとします。
19	(第1条 目的) <ul style="list-style-type: none"> • 2 行目「明らかにすることにより」→「明らかにして」 	C	本条例は、「市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにする」ことによって、「市民自治の推進及び確立を図る」ことを目的とするものであり、原案どおりとします。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
20	(第1条 目的) <ul style="list-style-type: none"> • 3行目「もって」削除 	C	本条例は、市民自治の推進及び確立を図ることによって、茂原市基本構想にうたわれている「全ての市民が住んで良かったと思えるまち」を実現することを目指すものであり、原案どおりとします。
21	(第2条 条例の位置付け) <ul style="list-style-type: none"> • 「茂原市の～ものであり」削除。 	C	ご提案の箇所の「茂原市のまちづくりの基本を定めるものであり」を削除すると、文章の意味と前後の文脈の繋がりに支障を来すため、原案どおりとします。
22	(第2条 条例の位置付け) <ul style="list-style-type: none"> • 茂原市の最高規範として制定することになる。 	D	日本国憲法は、第98条でその最高法規性をうたっていますが、条例は、地方自治法に基づき制定するものであり、各条例間に上下の関係はありません。
23	(第2条 条例の位置付け) <ul style="list-style-type: none"> • 現行の条例等に本条例との不整合はないのか。もしあるのなら本条例の制定・施行と共に改正・施行させるべきで、提案者はチェックをしておかなければならない。なぜなら、不整合な状態で行政執行をつづければ支障が出る恐れがありその時になってからでは遅いのである。今後合わせればよいという悠長なものではない。条例を作るのはそこまでしなければならぬのである。 	D	現行の条例や規則に、本条例との不整合はありません。 今後、他の条例や規則などの制定・改廃にあたっては、本条例との整合性を図ってまいります。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
24	<p>(第3条 定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (1) 削除 • (2) ※「市民等」について、市内在勤在学の個人が「自治」の趣旨になじむのか疑問です。 提言に記載がある行事への参加は、あくまで「参加」であり、「自治」や「協働」の理念からはかけ離れています。 むしろ、市内において活動を行う個人や団体として含めるのが適切かと思えます。 	C	<p>本条例では、自治の源泉である「市民」と、まちづくりの担い手である「市民等」を描き分けています。 在勤在学の方も、茂原市での暮らしが生活の一部であり、まちづくりの担い手として含むこととしたものであり、原案どおりとします。</p>
25	<p>(第3条 定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (3) 削除。特筆する必要性を感じられません。 	C	<p>第3条第3号については、「市政」の定義を、「行政の運営及び議会の活動」として明確にしたものであり、原案どおりとします。</p>
26	<p>(第3条 定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (5) 削除。特筆する必要性を感じられません。 • (6) 削除。特筆する必要性を感じられません。 	C	<p>第3条第5号の「情報共有」及び第6号の「参加」については、条例中の定義を明確にしたものであり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
27	<p>(第3条 定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (7)「市民等及び市それぞれが主体として対等な立場に立ち、それぞれの自主性と自立性を尊重し、それぞれの役割と責任のもとで、目的と情報を共有し、協力して活動することを言います。」に修正。 <p>※議会は、そもそも市民の代表である議員により構成されるものであり、民主主義を実現するためのシステムに過ぎず、市民から離れた全く別の団体ではありません。従って、個人や団体のように人格を持つものではないと思います。</p> <p>「協働」の理念において、議会を市民（等）と同列の主体とすることは、適切と思えません。</p>	C	<p>第3条第7号については、「協働」について、市民等が、意思決定機関である議会、執行機関である市と目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することを規定したものです。</p> <p>議会が市民の代表である議員で構成される意思決定機関であることを前提とした上での定義であり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
28	<p>(第3条 定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> (7)「市民等との十分な協議」とあるが、意見を述べる市民が市民を代表しているとは限らず、主張する市民だけの考えに基づいて決定するというのは公平ではない。言わない市民が悪いということか。 	D	<p>第3条第7号は、「協働」について、「共通となるまちづくりの目的を共有し、それぞれの役割と責務のもと、お互いを尊重し、十分な協議と理解のうえで、対等な立場で提携し、協力して課題の解決にあたること」と定義したものです。</p> <p>地域内の様々な公共的課題に対して問題意識を持ち、その解決に意欲を有する市民等と協働していくことをうたったものであり、主張する一部の市民の考えに基づいて決定するという趣旨のものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
29	<p>(第3条 定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> (8)「自らの地域を良くする」とは場合によっては特定の地域のエゴを許す根拠にされるのではないか。 	D	<p>「自らの地域を良くする」とは、市民が、生活している地域を自ら考え、向上させようとする趣旨であり、ご指摘の懸念はあたらないものと考えます。</p>
30	<p>(第3条 定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> (9) 削除。特筆する必要性が感じられません。 	C	<p>第3条第9号については、地方自治法で市の執行機関とされている市長及びその他の執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員)を、「市」として明確に定義したものであり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
31	<p>(第4条 まちづくりの基本原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 削除。 <p>※市民参加や情報の共有は、いずれも「協働」の概念に含まれる要件です。</p>	C	<p>第4条は、まちづくりの基本原則（情報の共有、参加、協働）を明確に規定したものであり、原案どおりとします。</p>
32	<p>(第4条 まちづくりの基本原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的に行政がどう問題を解決していくのか具体策を補足参考として提示して欲しい。 <p>①市民に情報共有化が広く伝わっているか。検証と具体方法（待ち受けではなく、また伝えるでなく、伝わっているかの検証をし、真の共有化を果たしてほしい)</p> <p>②市民参加型となる具体方法の策を提示して欲しい。一部の団体で一部の事象を取り組んでいるのではなく、市民が全体的にそれぞれの具体案件に関わり参加している状況を作っていく組織規程をして欲しい。</p> <p>③協働のなかで、市民活動支援事業、協働事業提案制度を規定しているが、具体的に行政と市民がどう取り組むのか。市の財政課題、市内商店商業の閉塞化、高齢化、医療、福祉の課題、市民の生活・財政・教育・</p>	B	<p>ご提案の趣旨を踏まえ、本条例を運用するにあたっての手引書を作成します。</p> <p>①の「情報の共有」については、情報の共有の意義と必要性、現状と課題、タイミングやポイント、広報紙やウェブサイトなど、様々なメディアを利用した情報提供などについて、詳細に解説します。</p> <p>②の「参加」については、参加の意義と必要性、審議会やワークショップなど、様々な手法を用いた参加について、詳細に解説します。</p> <p>③の協働については、協働の意義と必要性、現状と課題、協働の様々な手法について、詳細に解説します。</p> <p>これらの3原則に基づき、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
	<p>医療・高齢化のそれぞれの課題にこの協働がどう効果的に遂行できるのか。具体提案が欲しい。</p> <p>以上3原則に基づいた活動・運用規定がそれぞれに連動し真のまちづくりに貢献することを切望する。</p>		
33	<p>(第2章 情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第2章 情報の共有」を「第2章 協働によるまちづくり」と修正する。 	C	<p>本条例は、第4条においてまちづくりの基本原則を「情報の共有、参加、協働」と規定し、これを受けて第2章を「情報の共有」としており、原案どおりとします。</p>
34	<p>(第5条 市政に関する情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市政に関する情報のうち代表的なものは予算決算であるが茂原市のホームページでやっと今年の3月に掲載されている。この条例の効果とおもう。 しかしこの条例の主旨からすれば、議会に上程した時点で公開されてもよいのではないかと思う。そうすれば議員が気付かない問題があった場合に市民が議会事務局経由で議会で質問できるのではないか。そういうシステムになるといいと思うが。 	B	<p>予算・決算の状況については、これまでも広報紙でその概要をお知らせするとともに、ホームページに掲載しておりましたが、ご提案の趣旨も踏まえて、取り組み内容のさらなる充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
35	<p>(第 5 条 市政に関する情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (第 2 章を「協働によるまちづくり」と修正した上で)「第 7 条 情報の共有」とする。 • 案の第 9 条第 1 項を適用する。 • 2 案の第 5 条を適用する。 	C	<p>第 9 条第 1 項の「市政に関する情報を知る権利」と第 5 条の「市政に関する情報の共有」を一つの条文にまとめてはどうかのご提案だと思います。</p> <p>第 5 条は、「市及び議会」が、市政に関する情報を市民等と共有することを規定したもの、第 9 条第 1 項は、「市民等」が、市政に関する情報を知る権利を有することを規定したものであり、原案どおりとします。</p>
36	<p>(第 5 条 市政に関する情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (第 2 章を「協働によるまちづくり」と修正した上で)「第 8 条 市の役割と責任」とする。 • 案の第 11 条第 1 項を適用する。 • 2 同じく案の第 11 条第 2 項を適用する。 • 3 案の第 8 条第 2 項を適用する。 	C	<p>「市の役割と責任」として、第 11 条第 1 項の「市政への参加の機会の保障」、第 11 条第 2 項の「意見等の市政への反映」、第 8 条第 2 項の「応答責任」を一つの条文にまとめてはどうかのご提案だと思います。</p> <p>第 8 条の「説明責任・応答責任」は、第 2 章の「情報の共有」に、第 11 条の「市政への参加の機会の保障」は第 3 章の「参加」に、それぞれ位置付けられたものであり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
37	<p>(第 6 条 情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例の規定に基づき公開するというのは、公開の基準を当該条例にゆだねているのであれば、当該条例の紹介をしているだけで本条例に存在する意味がないといってもいい。未公開の情報を規定するなどもっと範囲を広げるべきである。特に市議会での議案に対する各議員の賛成反対が最近になって広報に掲載されるようになってきたのはこの条例の効果であると思うが、賛成反対だけでは全く足りない。 	C	<p>「情報公開」については、「第 2 章 情報の共有」において、「個人情報の保護」とともに、まちづくりにおいて非常に重要な位置を占めるものであることから、本条例に位置付けたものです。</p> <p>「茂原市情報公開条例」は、本条文を具体的に制度化したものと位置付けられますので、原案どおりとします。</p>
38	<p>(第 6 条 情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属機関等の会議の公開はすでに公開されているが、非公開の合理的理由をそれぞれの機関の判断にゆだねているのはこの条例としては無責任ではないか。規則に規定すべきである。 	A	<p>第 6 条第 2 項については、茂原市情報公開条例第 23 条本文と同一であるため、削除します。</p> <p>なお、非公開の条項は、同条例同条各号に列記されております。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
39	<p>(第7条 個人情報の保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報については例えば、認知症の行方不明者の捜索に個人の情報を出せない、出してもらえないなどいわゆる個人情報の壁が立ちばかり本来の情報開示がされていない。公開基準の基準を個人情報保護条例にゆだねては意味がない。当該条例にはない公開の基準を本条例に規定して存在意義を示すべきである。 	C	<p>「個人情報の保護」については、「第2章 情報の共有」において、「情報公開」とともに、まちづくりにおいて非常に重要な位置を占めるものであることから、まちづくり条例に位置付けたものです。</p> <p>「茂原市個人情報保護条例」は、本条文を具体的に制度化したものと位置付けられますので、原案どおりとします。</p>
40	<p>(第9条 市民等の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> (第2章を「協働によるまちづくり」と修正した上で) 第6条 市民等の権利と役割 <p>市民等は、市とともに主体としてまちづくりに参加する権利を有すると同時に、積極的に参加するよう努めます。ただし、参加を強制されることがあってはなりません。</p> <p>2 市民等は、まちづくりの主体として、対等で、自主性と自立性が尊重されるものとします。</p> <p>3 市民等は、まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p>	C	<p>第2章の章題を「協働によるまちづくり」とした上で、「第9条 市民等の権利」と「第10条 市民等の役割」を第6条として一つの条文にまとめてはどうかのご提案だと思います。</p> <p>第9条は、「市民の権利」として、知る権利、参加する権利、まちづくりにおける自主性と自立性の尊重を、第10条は、「市民の役割」として、積極的な参加に努めること、参加に当たって自らの発言と行動に責任を持つことを、それぞれわかりやすく規定したものであり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
41	<p>(第 10 条 市民等の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙に棄権が多いように市政への無関心な市民にどう参加させるかが重要な課題である。参加を強制させてはいけないというが、言わないものが悪いというのは確かに民主主義としてはそうかもしれないが、声高に権利だけを主張する市民だけを厚遇して、声なき声を見捨てるのが本当の茂原市政なのだろうか。横暴な市民を助長する条例なら、ない方がよい。 	D	<p>本条は、まちづくりの担い手である市民等の役割について規定したものです。</p> <p>様々な手法を用いて市民等と情報を共有することにより、まちづくりについての関心を高めていただき、特定の方に偏ることなく、幅広く市民の皆様が政策形成過程へ積極的に参加していただき、さらには目的を共有し、協働することにより、地域内の公共的課題を解決することができるよう、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>
42	<p>(第 3 章 参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> (第 2 章を「協働によるまちづくり」と修正した上で)「第 3 章 まちづくりのしくみ」とする。 	C	<p>本条例は、第 4 条においてまちづくりの基本原則を「情報の共有、参加、協働」と規定し、これを受けて第 3 章の章題を「参加」としており、原案どおりとします。</p>
43	<p>(第 14 条 子どもの参加の機会の保障)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自らのまちに」などと一般的な言い方ではなく茂原市とすべきである 	C	<p>「自らのまち」とは、茂原市全体だけでなく、子どもたちが住む地域も含めてのことであり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
44	<p>(第4章 地域におけるまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (第3章を「まちづくりのしくみ」とした上で)「第4章 実効性の確保」とする。 	C	<p>本条例は、第4条においてまちづくりの基本原則を「情報の共有、参加、協働」と規定し、「参加」の中で特に「地域におけるまちづくり」を第4章として位置付けたものであり、原案どおりとします。</p>
45	<p>(第15条 まちづくりと地域コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第9条に案の第15条を適用する。 <p>ただし、「NPO 法人」→「NPO」 ※法人格を持たない団体も含みます。</p>	B	<p>「NPO 法人」は、例示列举の一つとして、敢えて法人格を有する団体を明記したものであり、法人格を持たない団体は「等」に含まれるため、条例の解釈運用に際して、ご提案の趣旨を生かしてまいります。</p>
46	<p>(第15条 まちづくりと地域コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2行目「地域の」は削除。 	C	<p>第15条第1項は、地域コミュニティが地域におけるまちづくりの担い手であることを規定したものであり、原案どおりとします。</p>
47	<p>(第15条 まちづくりと地域コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 3行目削除して「参加します」 	C	<p>「積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てるように努めるもの」として「積極的にその活動に参加します」という文章を、「積極的にその活動に参加します」に修正してはどうかのご提案だと思います。</p> <p>第15条第1項は、市民等が地域コミュニティの活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てるよう努めることを規定したものであるため、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
48	<p>(第 15 条 まちづくりと地域コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 案の第 2 項は削除。 <p>※地域の意味があいまいで、唐突です。市民団体には、市内の地域にこだわらず、市全域やより広域で活動する団体が多数あります。</p>	C	<p>第 15 条第 2 項は、地域コミュニティ同士の連携、協力の必要性を述べたものであり、原案どおりとします。</p>
49	<p>(第 15 条 まちづくりと地域コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> (第 15 条第 2 項を削除した上で) 2 案の第 16 条を適用する。 <p>ただし「や地域コミュニティ」は削除。</p> <p>※「市民等」は市内で活動する団体を含みます。</p>	C	<p>第 15 条の「まちづくりと地域コミュニティ」と第 16 条の「地域コミュニティの育成及び支援」を一つの条文にまとめてはどうかとのご提案だと思えます。</p> <p>第 15 条は、「市民等」が、地域コミュニティが地域のまちづくりであることを認識し、守り育てることを規定するものであり、第 16 条は、「市」が、地域コミュニティの育成及び支援を行うことを規定するものであることから、原案どおりとします。</p> <p>また、「市民等」には市内で活動する団体が含まれますが、第 15 条第 1 項で「地域コミュニティ」を限定的に定義しているため、第 16 条の表現についても原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
50	<p>(第 15 条 まちづくりと地域コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域コミュニティ」の考え方があいまいで、理解できません。不適切にも思えます。市全域や、より広域で活動する団体は多数あります。 <p>「地域コミュニティ」→「まちづくり団体」としてはいかがか。</p>	B	<p>第 15 条第 1 項で、「地域コミュニティ」を限定的に定義したものであり、原案どおりとします。</p> <p>なお、他の自治体では、「地域まちづくり団体登録制度」等を運用している事例もありますので、本条例の解釈運用に際しましては、ご提案の趣旨も踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>
51	<p>(第 15 条 まちづくりと地域コミュニティ)</p> <p>(第 17 条 地域まちづくり協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会は市民等と対極に存在するものではなく、構成員となり、自ら担い手となるべきものである。 	D	<p>自治会等の地域コミュニティは、市内で活動する団体を「地域」という視点から捉えたものであり、市民等と対極に位置付けたものではなく、自治会等の存在や実績等を踏まえ、地域のまちづくりの担い手として位置付けたものです。</p>
52	<p>(第 16 条 地域コミュニティの育成及び支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 行目「提供するものとします」→「提供するとともに、積極的に支援します」 <p>案の第 2 項は削除。</p>	C	<p>第 16 条第 1 項の「地域コミュニティの育成」と同条第 2 項の「地域コミュニティの支援」を一つの条文にまとめてはどうかとのご提案だと思えます。</p> <p>地域コミュニティを育成し、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、活動を支援するという趣旨で、第 1 項と第 2 項を描き分けたものであり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
53	<p>(第 16 条 地域コミュニティの育成及び支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 15 条・第 16 条を機能させる別の条例・要領・要項を早期に設定し、高齢者の介護支援対策・ボランティア団体の育成について、達成のため年次計画を作成する。 	B	<p>市民等や地域コミュニティが活発に活動できるよう、市が環境整備や活動経費の援助等の支援を行う必要があることから、ご提案の趣旨を踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>
54	<p>(第 17 条 地域まちづくり協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 項は「市民」とあり、第 2 項は「市民等」とあるが異なる理由は何か。 <p>自治会に未入会の市民が協議会を立ち上げて、なかなか周知できないこともあり、結局は自治会にお願いすることになるのであろう。そうであればやはり自治会に入会してから活動をするのがよいのではないか。</p> <p>茂原市の自治会は 100 世帯程度のものが多く小規模であり、その地域内に NPO、ボランティア団体はない、或は少ないのではないか。</p>	B	<p>本条例では、自治の源泉である「市民」と、まちづくりの担い手である「市民等」を描き分けています。</p> <p>本条は、地域のことを自ら考え、実行するための「地域まちづくり協議会」について、当該地域に住む「市民」が設置することができるように規定したものです。</p> <p>なお、地域まちづくり協議会の設置後、実際にまちづくりを担うのは「市民等」を想定しておりますので、担い手となる NPO、ボランティア団体は、地域内のものに限定するものではありません。</p> <p>自治会の加入率低下は、本市の大きな課題の一つではありますが、ご提案の趣旨も踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
55	<p>(第 17 条 地域まちづくり協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 案の第 17 条「地域まちづくり協議会」について、「地区単位は小学校区程度（提言書の P17）」とありますが、まちづくりの活動には、市内の地域単位ではなく、もっと広域で行うのが適切なことも多数あります。 <p>同条文の「地域単位」の考え方は、適切ではありません。</p>	B	<p>第 17 条で規定する「地域まちづくり協議会」は、地域に住む市民が、身近な地域の課題について、地域ごとに自ら課題を設定し、解決することができる仕組みとして設置することができるものです。</p> <p>ご提案のとおり、より広域で対処すべき課題もありますので、本市における地域まちづくり協議会がどのような地域単位で設置され、運営されるべきかにつきましては、ご提案の趣旨も踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>
56	<p>(第 18 条 協働によるまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> (移動させた上で) 第 5 条 「市民等及び市は、協働の理念に基づき、それぞれが主体としてお互いを尊重し、協力してまちづくりを推進します。」に修正。 	C	<p>「協働によるまちづくり」を第 5 条に移動し、案の第 6～7 条、12～13 条、19～21 条、22～32 条を削除してはどうかのご提案だと思います。</p> <p>ご指摘の条文は、いずれも市民自治によるまちづくりを行っていく上で必要と判断したものです。</p> <p>また、第 18 条第 1 項では、市民等、市及び議会が、協働によりまちづくりに取り組むことを、同条第 2 項では、市及び議会が協働によるまちづくりを進めるための環境を整備することを規定したものであり、原案どおりとします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
57	<p>(第 18 条 協働によるまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等はその取り組みは努力目標でよいが市及び議会は義務ではないか。そう表現すべきである。 	C	<p>市民等、市及び議会は、協働によるまちづくり事業を行うにあたって、対等の立場で十分に協議を重ねることにより、相互理解を深め、役割や責任の分担、連携や協力のあり方を見出すものであることから、「努めるものとする」という表現が適切であると考え、原案どおりとします。</p>
58	<p>(第 19 条 議会の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会は監視する役割を努力目標でよいのか。義務とすべきである。 	C	<p>議会の役割につきましては、地方自治法 第 2 編普通地方公共団体 第 6 章議会にうたわれている意思決定機能、調査・監視機能、政策立案機能、立法機能を、本条において改めて規定したものであり、議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項は、別に定めることとしておりますので、「努めるものとする」という表現が適切であると考え、原案どおりとします。</p>
59	<p>(第 21 条 議会に関する基本的事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> まだできていない条例を本条例に入れるのはいかなものか。或はその進捗はどの程度のものか。 	A	<p>本条は、条例策定過程における（仮称）茂原市議会基本条例の策定状況を踏まえたものであり、同条例が平成 27 年 9 月議会に上程される予定がない場合には、「別に定めるものとします」とします。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
60	<p>(第 21 条 議会に関する基本的事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 6 章 議会運営の基本原則についての部分で「議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項については、茂原市議会基本条例で定めるものとする」となっていますが、このような構成にすることには問題があります。 <p>まちづくり条例を考える市民の会では 35 名の市民が参画して、約 1 年半をかけて真剣な議論を行い、従来 of 議会運営に関して多くの市民が抱いている疑問や問題点を明らかにし、具体的に改善策を提言書「まちづくり条例に関する基本的な考え方（平成 25 年 9 月 25 日）」として市長に提言しました。</p> <p>これに対して市民の会の提言書を基に行われた、まちづくり条例策定協議会では今回提示された素案の様に、市民の会の提言書で明示された具体的な条文が削除され、「議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項については、茂原市議会基本条例で定めるものとする」となってしまいました。議会基本条例の素案が市民に示される前に議会に関することは議</p>	D	<p>本条例の策定経緯を踏まえて、議会が自ら、議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項を定めようとしており、その意思を尊重して本条の表現としたものであり、ご理解いただきたいと思ひます。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
	<p>会に委ねるということになっています。これでは市民の会で纏めた提言書の内容が反映されない可能性があります。</p> <p>「議会に関することは議会に任せる」というのでは、市民の要望に応えた改革は期待できないと考えます。市民が議会に対して抱いている疑問や要望を真摯に受け止めて自己規制するという気持ちが無ければ、自分達に都合の良い条文になってしまう可能性が高いと言わざるを得ません。</p> <p>議会に関する項目に関してこのように厳しく指摘せざるを得ないのは、過去の土地開発公社に対する市の債務保証で市民に 763 億円という莫大な負担を齎した問題において、議会の行政チェック機能が十分に働いていなかったという反省があるからです。この借金の返済は現在も市民の税金の中から行われており今後も 28 年間の返済が続くのです。</p> <p>現在、議会において議会基本条例の策定が進んでいますが、上記のような事情を考慮して極力市民の会の提言書の内容を盛り込み具体的に条文化したもの</p>		

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
	<p>にして頂きたいと考えます。</p> <p>特に必須の条項は、市民に開かれた議会とすべく、議会として市民との対話の場を設けることです。行政に於いては、従来から市民に対して三つの窓が開かれています。それは、毎年行われる市長と話し合う会、市民ふれあいミーティング、及び随時実施されている市長への手紙という制度です。これにより行政と市民の対話が行われ、一定のコミュニケーションが図られていると考えます。</p> <p>これに対して、議会にはこのような市民への窓口が一つも開かれておらず、議会組織として市民との対話を行い、市民の声を聴こうとするという姿勢が見られません。「自分達は選挙で選ばれたのだから議会に任せてくれ」という考えであれば傲慢の誹りを免れません。世の中には地方議会不要論も有りますが、それはこのような市民との対話の場が無いことが一因と考えられます。一部の議員は後援会主催で議会報告会を行っていますが、最も必要なのは議員全員が出席して市民との質疑応答を行う対話の場です。</p>		

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
	<p>議会基本条例ではこれを条文化し、実際に行動に移して頂きたいと思います。</p>		
61	<p>(第 22 条 市長の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 人事は能力と適正だけで行くと固定化しやすい。茂原市くらいの規模の自治体であれば幅広くいろいろな立場での仕事をしてもらうべきである。 • また、すでに行財政改革も 6 次となり、改革の種が整理されてきているのではないか。 	B	<p>本市ではこれまでも能力と適性に応じた適材適所の採用、登用及び配置に努めてきたところですが、ご提案の趣旨も踏まえ、今後とも取り組み内容の充実を図ってまいります。</p> <p>また、ご提案のとおり、行財政改革大綱に基づく実施計画も第 6 次を数え、行財政改革についての意識は職員に浸透してきておりますので、さらなる充実を図ってまいります。</p>
62	<p>(第 22 条 市長の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 政策形成のための研修など成果を上げた場合は速やかに形にすべきである。10 年前に出来上がったものをやっとなりにしたのは状況が変化して時代遅れになってしまう。 	B	<p>本市ではこれまでも、研修の充実により、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、庁内横断的なプロジェクトチームの設置など、政策の速やかな実施に努めてきたところですが、ご提案の趣旨も踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
63	<p>(第 24 条 職員の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域社会を構成する、市民・行政・事業者等の中で市役所職員の対処がこの条例の成否を左右する程の影響力がある。 • 近年、市役所職員の関わる不祥事（不適切処理）は複数年で公金の紛失、国民健康保険料の徴収漏れ、宅地化完了の土地に地目山林で課税・災害対策要員招集に管理職にある者が参集しない、信号無視による交通人身事故の惹起等公務員としての資質が問われるような人が存在しこの種の懸念が一掃されるような職場規律の確立が必要とされます。 	B	<p>本条は、職員が条例の趣旨を踏まえ、常に市民等の立場に立って、市民等とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に取り組み、質の高い行政サービスの提供を行うことが必要であることを定めたものであり、ご提案の趣旨も踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>
64	<p>(第 25 条 総合計画等)</p> <p>(第 26 条 財政運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市と市長が出てくるがなぜ分けるのか。 	D	<p>総合計画等を策定する主体は「市」（第 25 条）であり、地方自治法において「長」は「予算を調製し、及びこれを執行する」（第 149 条第 2 号）とされていることから、敢えて「市長」（第 26 条）と描き分けたものです。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
65	<p>(第 25 条 総合計画等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 項と第 4 項が「図ります」「公表します」と言い切りの形になっているが、第 2 項と第 3 項は「経るものとしします」「図るものとしします」となっており、トーンが異なるのではないか。 	A	<p>ご提案のとおり、第 1 項と第 4 項をそれぞれ、「図るものとしします」「公表するものとしします」と修正します。</p> <p>また、ご提案の趣旨を踏まえ、他の条文の文末表現につきましても、以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 10 条第 1 項 「努めます」→「努めるものとしします」 第 17 条第 3 項 「行います」→「行うものとしします」
66	<p>(第 26 条 財政運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> 茂原土地開発公社の取り組みでは、金利の低減策の提言等に前向きな対処もなく問題解決を先延ばしがされ財政の立て直しが遅れた。 昨年ある社会福祉法人への市有地の貸し付けでは、私共の住民監査請求により監査委員からの市長宛の勧告により有償譲渡の形で解決見たが、これも相当長い期間にわたり課題解決が先延ばしでの状態に合った。 	B	<p>過去の経緯をしっかりと踏まえるとともに、ご提案の趣旨を尊重し、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
67	<p>(第 27 条 政策法務)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の実情とあるが茂原市の実情ではないのか。 	C	本市は、中心市街地や農村地域など、様々な地域を有しておりますが、それぞれの地域における課題は、共通するもの、異なるものなど様々であり、原案どおりとします。
68	<p>(第 27 条 政策法務)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 茂原市独自の条例というのは少なく、法に基づく条例の制定に追われている感が否めない。 	B	ご指摘の趣旨を踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。
69	<p>(第 27 条 政策法務)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法律の解釈運用を独自にすべきではない。国は助言という形の通達を出してその解釈を押し付けてくるがもともとその趣旨で制定したものであるからやむを得ないし、他の自治体と異なる解釈をするとなると茂原市だけちがうことをしていることになり、ちぐはぐな行政になってしまう。 	B	ご指摘の趣旨を踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
70	<p>(第 27 条 政策法務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政権力があり、強制執行等もできるのであるから提訴という茂原市が原告になるのはありえなくはないであろうが無いと言っていいくらいではないか。もちろん被告となった場合には応訴はせざるを得ないし、いつでもありえるのでその体制は必要である。 	B	ご指摘の趣旨を踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。
71	<p>(第 29 条 監査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 27 条(2)に掲げることを尊重し、地方自治法第 195 条～202 条に明示のとおりで、第 29 条は削除する。 	C	まちづくりにおける監査の重要性に鑑み、敢えて条文化したものであり、原案どおりとします。
72	<p>(第 30 条 行政手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の行政運営のうち、法律による処分をしている部署もありその場合は、行政手続法による処分が行われるのでその旨も記載すべきである。 	A	ご提案の趣旨を踏まえ、「市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、市民等に分かりやすく説明するものとします。」と修正します。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
73	<p>(第 33 条 条例の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (第 6 条～第 7 条、第 12 条～第 13 条、第 19 条～第 32 条を削除した上で)「第 10 条 条例の見直し」とする。 • 案の第 33 条第 1 項を適用する。 ただし、「市は」を「市及び市民等は」とする。 • 2 市は、第 1 項の内容を実現するための機関を設置する。なお、同機関の構成員は、市民等から公募によって募集するものとする。 • 案の第 2 項は削除 	B	<p>第 33 条は、本条例が趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかどうかを市が確認し、必要に応じて見直すことを規定しておりますので、原案どおりとしますが、見直しにあたっては、策定時と同様に幅広い意見を聞きながら検証する必要があることから、ご提案の趣旨を踏まえ、取り組み内容の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
74	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 条例の必要性について <p>条例の中身は現行の条例や市の対応を追認しているのがほとんどで、目新しいことは、住民投票条例、市議会基本条例の制定を想定していることである。また、条文に「努めるものとします」という努力目標がやたらに多くてこれでは条例でなく市民自治基本構想あるいは市民自治憲章でよい。</p> <p>名は体を表すという。この条例は「制度」或は「市民の意識」或は「茂原市というコミュニティの体制」に関するものである。まちづくりなどというあいまいな表現にすべきでなく、条例に固執するならば茂原市市民自治推進条例などとすべきである。</p>	D	<p>本条例は、まちづくりにおける担い手である市民等、市及び議会が共有する基本的なルールとなる条例であり、茂原市市民憲章、茂原市基本構想を前提として策定したものです。</p> <p>ご指摘のとおり、「努めるものとします」という表現が多くなっていますが、本条例はまちづくりの基本的なルールであり、その実践の場面において、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が条例の趣旨を尊重し、努めていく必要があることから、ご理解をいただきたいと思います。</p>
75	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 案の第6条、7条、12条、13条、19条、20条、21条、22条～32条 <p>いずれも市民自治を主旨とする条例に必要なことか、甚だ疑問です。特に、議会や市長、市職員に関する内容は、論外です。</p>	D	<p>ご指摘の条文は、いずれも市民自治によるまちづくりを行っていく上で必要と判断したものです。</p> <p>地方自治法など、他の法令の趣旨から明らかなものも含まれていますが、敢えて本条例に条文化することにより、全体として分かりやすいものとなりました。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方
76	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 茂原市景観条例を制定したが、市街地の市道に雑草の繁茂・茂原駅より 1km の範囲にある火災焼け跡 (私有財産は承知) は、平成 26 年 6 月と平成 27 年 4 月よりの 2 件は適切な後片付けもなく現在に至っている。 	D	<p>本条例に対するご意見ではありませんが、担当課において適切な対処に努めてまいります。</p>
77	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの基本的な「ルール」について私案を提出します。項目を決める時、民主主義の基本として、日本国憲法第 13 条に個人尊重の項目があります。日本全体として、項目を決める時、総論賛成、各論反対で、良い事も前に進まないのが現状です。6 月 15 日広報で、「市長が行く」で総論賛成、各論反対を書いています。私は、「茂原市まちづくり条例」に、賛成が 80%以上ある場合、議事を進める条例を入れることが必要だと思います。 	C	<p>本条例は、情報の共有・参加・協働の 3 原則に基づき、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会がそれぞれの役割や責務のもと、まちづくりを進めるための基本的なルールであることから、「賛成が 80%以上」という項目を入れることはなじまないものと考え、原案どおりとします。</p>